

9章. 4章から8章までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

〔1〕市町村の推進体制の整備等

（1）三原市の庁内の推進体制

本市においては、三原市中心市街地活性化を推進するために、経済部商工振興課が中心になり、三原商工会議所等と連携しながら、業務を行っている。

三原市中心市街地活性化基本計画の策定に関して、庁内において、各部署との連携を図り中心市街地活性化基本計画施策を総合的かつ効果的に検討し推進するために、平成21年9月に「三原市中心市街地活性化基本計画策定検討会議（以下「検討会議」という。）」を設置し、庁内の組織改編に基づき、令和3年10月に委員を再編成し、併せて、検討会議の所掌事務を円滑に処理するための調整会議の委員も再編成を行った。

三原市中心市街地活性化基本計画

【策定検討会議】

区分	構成員
会 長	担当副市長
副会長	副市長
委 員	デジタル化戦略監
委 員	経営企画部長
委 員	総務部長
委 員	財務部長
委 員	保健福祉部長
委 員	保健福祉・子育て支援担当参事
委 員	生活環境部長
委 員	経済部長
委 員	建設部長
委 員	建設・都市担当参事
委 員	都市部長
委 員	教育部長

三原市中心市街地活性化基本計画

【策定調整会議】

部	担当者
デジタル化戦略監	デジタル化戦略課長
経営企画部	経営企画課長
	地域企画課長
総務部	総務課長
財務部	財政課長
	財産管理課長
保健福祉部	保健福祉課長
	高齢者福祉課長
	子育て支援課長
生活環境部	生活環境課長
経済部	商工振興課長
	観光課長
建設部	土木整備課長
	港湾課長
都市部	都市開発課長
	建築課長
教育委員会	生涯学習課長
	文化課長

各会議の開催日と検討議題等は、次のとおりである。

【三原市中心市街地活性化基本計画策定検討会議】

開催日	検討議題等
第 1 回 令和 4 年 3 月 4 日	基本計画策定体制，基本計画策定スケジュール，基本計画策定状況（ワーキング会議案），個別事業抽出
第 2 回 令和 4 年 5 月 25 日	基本計画策定スケジュールの変更，基本計画の目標値

【三原市中心市街地活性化基本計画策定調整会議】

開催日	検討議題等
第 1 回 令和 3 年 10 月 29 日	中心市街地活性化制度の概要，第 1 期基本計画の概要，第 2 期基本計画の策定体制，第 2 期基本計画の基本方針案，基本計画策定スケジュール，第 2 期基本計画の事業抽出
第 2 回 令和 4 年 2 月 21 日	基本計画策定スケジュールの変更，基本計画の基本方針等，基本計画の個別事業（公共事業）
第 3 回 令和 4 年 5 月 18 日	基本計画策定スケジュールの変更，基本計画の目標値

（２）三原市議会における中心市街地活性化に関する審議または討議の内容

市議会議員全員協議会における第 2 期三原市中心市街地活性化基本計画（素案）に関する質問に対して、次のとおり答弁している。

	【質問要旨】 ① JR 三原駅前の中心市街地活性化については大きな課題があり，第 1 期基本計画も，これで良かったのか疑問が残っている。中心市街地の現状は，活性化できているとは言えない状況である。行ってみたいと思う店舗が 1 つあるだけでは駄目で，複数の魅力的な店舗が面として機能する必要がある。これまでは生活のための店舗として，市民は上手に利用してきたが，近年，大型店が出店してきて，その中で賑わいも回遊性も完結しているという実態がある。このような中で，各商店街や店舗に顧客が立ち寄り，駅を降りて散策するようになるということは並大抵のことではない。これらの現状をどのように受け止めて，第 2 期基本計画を策定されるのか，考えを伺いたい。 ② 第 1 期基本計画で三原城跡の公園整備と JR 三原駅前の施設整備に莫大な費用をかけてハード整備を行った。駅前と駅北の連動した一体的な整備を実施すると言っていたができていない。事業が単発で，面として広がらない実態をどのように考えているのか。
--	---

	【市答弁要旨】 ① 商店街の魅力向上については、民間の経営努力によって行われるものであると考えている。 事例として、今年度実施予定である三原駅前商店街振興組合による小規模事業者デジタル化サービス情報発信プロジェクトがある。 LINE や Google を利用し、店舗の魅力を PR するもので、高齢の小売事業者に対して、大学生が店舗担当者としてサポートし、インターネットサイト検索で店舗情報がヒットすることは情報発信として重要であり、市としてもこのような取組と連携していく。 ② 第 1 期基本計画で整備したキオラスクエアの集客効果を周辺に波及できていないという現状があり、第 2 期基本計画では、より一層各エリアの魅力向上を図るとともに、ソフト事業を活用しながら回遊性向上に努めていく。 【質問要旨】 ③ 賑わい交流拠点ゾーンは、商業ゾーンとしてだけではなく、ビジネスゾーンとして IT 関連の事務所等の誘致も視野に入れたゾーンに設定すべきではないか。また、その場合、産業団地の立地助成のようなオフィス誘致に対応した支援を実施してはどうか。 ④ 西国街道の整備について、その姿が見えてこない。市民や議会に向けて明確な整備内容を示し、ゾーン設定をすべきではないか。 【市答弁要旨】 ③ 商業の活性化を基本に取組を実施することとしているが、ビジネス拠点が集積すれば違った形で賑わいが創出されと考えている。当該エリアでどのような取組ができるのかを、経済界とも意見交換しながら研究していく。 ④ 平成 29 年度から地域の住民と協働で地域活性化に取り組んでいる。今後も、西国街道を中心に、歴史的な建物と調和したまちなみづくりにより、本町の魅力向上と生活環境の改善を図っていく。 令和 4 年度から令和 9 年度まで国の補助を活用しながら整備事業を実施していく。 【市への要望事項】 ・事業推進については、その姿を広く市民に理解してもらうことが重要であり、今後しっかりと PR してもらいたい。 ・商店街を大切にしつつ、ビジネス的な事務所の誘致も検討してもらいたい。また、貸店舗の家賃が高く、進出しにくいという話も聞くので、誘致に当たり支援策を示した上で取組んでもらいたい。
--	---

	【質問要旨】 ⑤ 古い商店が次々と解体されている現状を目にする。 歴史的建造物と調和した街なみになるのか心配している。 第 1 期基本計画の「本町エリア空き家及び居住環境調査事業」は既に実施済みとなっているが、現実と計画との乖離があるのではないか。 建物を解体することは、個人の考えもあるので強制はできないが、新たな建物を建てる場合、街なみと調和する必要があるのであれば、それなりの支援が必要ではないか。 【市答弁要旨】 ⑤ 古い建物の修景工事の補助を令和 4 年度から実施している。 個人の財産なので、建物を残すことは強制できないが、魅力ある街なみづくり事業は、地域住民で考え、古い建物だけを残すのではなく、建物と調和した街なみを形成し、最終的には本町の住みやすさを追求していくことが一番の目的であると考えている。
--	---

〔2〕 中心市街地活性化協議会に関する事項

（１） 中心市街地活性化協議会の概要

１） 協議会の設立及び構成員

三原市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）は、以下に示す設立趣意書により、平成 21（2009）10 月 20 日に設立された。

設立趣意書

8 月 30 日の政権交代により、日本は今、大きく変わろうとしています。「地方主権」ということが新たな政権の 1 丁目 1 番地と位置付けられており、地方都市のまちづくりもまた、大きく変わり始めようとしています。経済の面でも昨年のリーマンショックの影響で、100 年に一度といわれる大きな変化があり、少しずつ回復はしてきているようですが雇用等を含めまだまだ厳しさは残っており、地方都市は今、そういった大きな変化に対応することを求められています。

平成 18 年に、従来のものより考え方を大きく改めた「コンパクトシティ＝持続可能な地方都市づくり」を基本概念とした新たな「中心市街地活性化法」等のまちづくり 3 法が改正され、現在では、全国で 83 の地域が基本計画の認定を受け、地方都市の再生へ向けて動き出しています。

三原市は、平成の大合併により平成 17 年 3 月、新たなまちとしてスタートしました。中央と地方の「格差」という状況の上に、100 年に一度といわれるこの度の深刻な経済危機の影響を受け、地方都市は今、どこも深刻な経済状況にあります。そのうえ、「地方主権」という変革の流れを受けて、この困難な状況を地域自らの力で解決していくことが求められています。

今年度、三原市においても新たに中心市街地活性化基本計画の策定に取り組むことになりました。厳しいこの困難な状況や閉塞感を打破するためには、この取り組みが柱となるものであり、また、それを可能なものにしていくためには、民間の主体的な参画いわゆる「協働」が必要不可欠なものとなっています。これからの時代は、市民のこのまちを何とかしようという熱い意志と行動が求められているということです。

三原商工会議所と（株）まちづくり三原は、三原市とも協議を重ねながら「三原市中心市街地活性化協議会」を設立することといたしました。本協議会は、中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進するタウンマネジメント機関として、上記の課題を解決し、本市の発展を牽引していくものです。

関係各位におかれましては、本協議会の設立趣旨にご賛同賜り、主体的、かつ積極的なご参画をお願い申し上げます。

平成 21 年 10 月

三原市中心市街地活性化協議会
設立発起人 三原商工会議所 担当副会頭 勝村 善博
設立発起人 株式会社まちづくり三原 代表取締役 伏見 暁

協議会のメンバーとしては、中心市街地の活性化に関する法律第 15 条第 1 項一号ロに該当する組織として（株）まちづくり三原、法律第 15 条第 1 項二号イに該当する組織として三原商工会議所が構成員となっている。協議会の構成員は 39 名で、次頁に示すメンバーで構成されている。

協議会の目的を円滑に推進するため、調整及び執行機関として運営会議を組織している。運営会議の構成員は 18 名で構成されている。

また、協議会の目的の推進実施のための協議・検討に必要な調査・研究及び事業計画の策定

を行うため、ワーキンググループを設置している。

事務局は、三原商工会議所に設置し、体制は、専任職員 1 名である。

【三原市中心市街地活性化協議会】

区 分	氏 名	団 体 名	役 職 名
会 長	森光 孝雅	三原商工会議所	会頭
副会長	赤利 俊彦	三原商工会議所	副会頭
監 事	磯谷 吉彦	三原市 経済部	部長
監 事	泉 太貴	三原商米会連合会	会長
		楔商米会	会長
委 員	深山 隆一	株式会社まちづくり三原	取締役
委 員	後藤 和之	三原商工会議所	副会頭
委 員	渡辺 康博	株式会社まちづくり三原	取締役
委 員	福原 修三	三原駅前商店街振興組合	代表理事
委 員	石井 克昭	三原市人通り商店街振興組合	代表理事
		株式会社みなとまち	代表取締役
委 員	保道 勝	城町町内会	会長
委 員	中井 義夫	港町町内会	会長
委 員	福島 偉人	一般社団法人三原観光協会	会長
委 員	馬越 豊文	三原市社会福祉協議会	会長
委 員	田中 義彦	三原農業協同組合	代表理事組合長
委 員	北村 彰一郎	西日本旅客鉄道株式会社広島支社地域共生室	広島支店長
委 員	高木 誠	帝人株式会社樹脂事業本部三原生産部	部長
委 員	安原 稔	しまなみ信用金庫	理事長
委 員	東 佳史	株式会社広島銀行三原支店	支店長
委 員	河内 泰之	株式会社中国銀行三原支店	支店長
委 員	大畦 益司	社会福祉法人泰清会	総務部長
委 員	森 雅弘	イオンリテール株式会社イオン三原店	店長
委 員	川村 保文	株式会社フジ・リテイリング フジグラン三原	店長

委 員	川崎 裕展	公立大学法人県立広島大学三原キャンパス	事務部長
委 員	柏原 隼人	公益社団法人広島県宅地建物取引業協会尾三支部	支部長
委 員	上田 隆政	広島経済同友会三原支部	支部長
		三原商工会議所観光・交通委員会	委員長
委 員	大東 弘典	三原商工会議所商業・まちづくり委員会	委員長
委 員	平野 敬二	三原商工会議所	専務理事
委 員	北田 佳嗣	一般社団法人三原青年会議所	理事長
委 員	岡 恭子	三原市女性会連合会	会長
委 員	塚本 妙子	三原商工会議所 女性部会	会長
委 員	泉田 義博	三原商工会議所 青年部会	会長
委 員	岩本 由美	みはらウィメンズネットワーク	会長
委 員	榎本 邦孝	三原ホテル旅館同業組合	組合長
委 員	半田 圭三	広島県飲食業生活衛生同業組合三原支部	支部長
委 員	勝村 祥治	三原テレビ放送株式会社	統括部長
委 員	延里 尚志	一般社団法人三原観光協会	専務理事

※令和４年３月末現在の構成員

【三原市中心市街地活性化協議会運営会議】

区 分	氏 名	団 体 名	役 職 名
委員長	赤利 俊彦	三原商工会議所	副会頭
副委員長	後藤 和之	三原商工会議所	副会頭
委 員	深山 隆一	株式会社まちづくり三原	取締役
委 員	渡辺 康博	株式会社まちづくり三原	取締役
委 員	平野 敬二	三原商工会議所	専務理事
委 員	石井 克昭	三原市人通り商店街振興組合	代表理事
		株式会社みなとまち	代表取締役
委 員	上田 隆政	三原商工会議所観光・交通委員会	委員長
		広島経済同友会三原支部	支部長
委 員	川上 博章	三原市 経済部 商工振興課	課長

委 員	延里 尚志	一般社団法人三原観光協会	専務理事
委 員	馬越 豊文	三原市社会福祉協議会	会長
委 員	福原 修三	三原駅前商店街振興組合	代表理事
委 員	渡辺 彰彦	西日本旅客鉄道(株)広島支社三原管理駅	駅長
委 員	安原 稔	しまなみ信用金庫	理事長
委 員	川崎 裕展	公立大学法人県立広島大学三原キャンパス	事務部長
委 員	北田 佳嗣	一般社団法人三原青年会議所	理事長
委 員	岩本 由美	みはらウイメンズネットワーク	会長

※令和４年３月末現在の構成員

【三原市中心市街地活性化基本計画策定ワーキンググループ】

構成員	広島経済同友会三原支部（経済団体）
	（一社）三原青年会議所（経済団体）
	しまなみ信用金庫（金融機関）
	西日本旅客鉄道(株)広島支社（民間企業）
	三原商栄会連合会（商店街組織）
事務局・委託先	三原市
	(株)まちづくり三原
	三原商工会議所
サポート	（独）中小企業基盤整備機構

【三原市中心市街地活性化協議会 規約】

（協議会の設置）

第１条 三原商工会議所及び株式会社まちづくり三原は、「中心市街地の活性化に関する法律」（平成１０年法律第９２号。以下「法」という）第１５条第１項の規定に基づき、中心市街地活性化協議会を共同で設置する。

（名 称）

第２条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、「三原市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という）」と称する。

（目 的）

第３条 協議会は、次に掲げる事項についての推進・実施のための協議、研究並びに調整活動を行うことを目的とする。

- （１）法第９条第１項に規定する基本計画（以下「基本計画」という）に関し必要な事項。
- （２）法第９条第１０項に規定する認定基本計画（以下「認定基本計画」という）及び認定基本計画の実施に関し必要な事項。
- （３）法第４０条第１項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の実施に必要な事項。
- （４）前各号に掲げるものの他、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項。

（協議会の構成）

第４条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 三原商工会議所
- (2) 株式会社まちづくり三原
- (3) 三原市
- (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
- (5) 前各号に掲げる者の他、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項第4号に規定する者であって協議会の構成員でない者は、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことはできない。
- 3 前項の申し出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなった時、又はなくなったと認められる時は協議会の構成員でなくなるものとする。
- (会長、副会長及び監事)
- 第5条 協議会は、会長1名、副会長1名、監事2名を置く。
- 2 会長は、三原商工会議所会頭をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 6 監事は、本協議会の業務及び経理を監査し、その監査の結果を総会に報告する。
- (委員)
- 第6条 委員は、協議会構成員で、その職務を行う者とする。
- 2 委員は、法第15条第1項、第4項、第7項及び第8項に該当する者をもって構成する。
- (相談役)
- 第7条 協議会は、必要に応じて意見を求めるために相談役を置くことができる。
- (活動)
- 第8条 協議会は、その目的を達成するために、次の活動を行う。
- (1) 中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること。
 - ア 三原市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
 - イ 中心市街地の活性化に関する事業の調整
 - ウ 中心市街地の活性化に関する意見及び情報交換
 - エ 中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
 - オ 中心市街地の活性化のための研修、意見交換及び勉強会の開催
 - カ その他協議会の設立の目的に沿う事業
- (2) 中心市街地の活性化に係る事業に関すること
 - ア 市街地整備改善事業に関すること
 - イ 都市福利施設整備事業に関すること
 - ウ まちなか居住推進事業に関すること
 - エ 商業活性化事業に関すること
 - オ 公共交通機関の利便の増進に係る事業に関すること
- (3) その他中心市街地の活性化に関すること
- (会議)
- 第9条 協議会は、以下の会議を開催する。
- (1) 総会
- (2) 臨時総会
- (3) その他会長が必要と認める会議
- (会議の運営)
- 第10条 協議会の会議は会長が招集し、会長が議長を務める。
- 2 協議会の会議はその構成員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。但し、構成員が記名捺印した書面をもって、表決することができる。
- 3 協議会の議事は、出席者の過半数により決する。
- (協議結果の尊重)
- 第11条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。
- (運営会議)

第12条 協議会の目的を円滑に推進するため、調整及び執行機関として運営会議を置く。

2 委員長、副委員長、及び20名以内の委員で構成する。

3 委員長、副委員長、及び委員は会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。

(ワーキンググループの設置)

第13条 協議会の目的の推進実施のための協議・検討に必要な調査・研究及び事業計画の策定を行うため、必要に応じて協議会にワーキンググループを置くことができる。

(タウンマネージャーの設置)

第14条 協議会は、意見調整を円滑に進めるとともに、認定基本計画を実施するために指導的役割を担うタウンマネージャーを置くことができる。

2 タウンマネージャーは、前項の業務を行うために必要に応じてタウンマネジメント会議を招集することができる。

(運営経費)

第15条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金等及びその他の収入をもって充てる。

(事務局)

第16条 協議会の事務を処理するために、広島県三原市皆実4丁目8番1号 三原商工会議所に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長1人のほか必要な職員を置く。

事務局長は、会長が選任し、事務局を統括する。

(会計)

第17条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

但し、協議会設立年度においては、設立の日より直近の3月31日までとする。

(解散)

第18条 協議会の決議に基づいて解散する場合は、委員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(規約の改正)

第19条 この規約は、協議会の承認を得て改正できるものとする。

(その他)

第20条 この規約に定めるものの他、協議会に関し必要な事項は会長が会議に諮って定める。

付 則

この規約は、平成21年10月20日から施行する。

この規約は、平成26年2月25日から施行する。 - 第5条第2項の変更 -

2) 協議会等の開催状況

【総会】

開催日	検討議題等
第24回 令和3年3月23日	1 令和2年度事業進捗状況報告ならびに収支決算見込報告 2 令和3年度事業計画(案)ならびに収支予算(案)について 3 第2期三原市中心市街地活性化基本計画の策定について
第25回 令和3年7月1日	1 令和2年度事業報告ならびに収支決算について
第26回 令和4年3月23日	1 三原市中心市街地活性化協議会副会長の選任ならびに運営会議正副委員長の選任について 2 令和3年度事業進捗状況報告ならびに収支決算見込報告 3 第2期三原市中心市街地活性化基本計画の策定について 4 令和4年度事業計画(案)ならびに収支予算(案)について

令和4年6月15日（書面審議）	1 第2期三原市中心市街地活性化基本計画について 目標指標の目標数値について
第27回 令和4年7月4日	1 令和3年度事業報告並びに収支決算について 2 第2期三原市中心市街地活性化基本計画の策定について 3 令和4年度（株）まちづくり三原の取組について
令和4年11月25日（臨時）	1 第2期三原市中心市街地活性化基本計画の策定について
令和5年3月30日	1 令和4年度事業進捗状況報告ならびに収支決算見込について 2 第2期三原市中心市街地活性化基本計画について 3 令和5年度事業計画（案）ならびに収支予算（案）について
令和5年7月4日	1 令和4年度事業報告並びに収支決算について 2 第2期三原市中心市街地活性化基本計画の策定について
令和6年3月27日	1 令和5年度事業進捗状況報告ならびに収支決算見込について 2 令和6年度事業計画（案）ならびに収支予算（案）について 3 第2期三原市中心市街地活性化基本計画変更申請について
令和6年6月24日	1 令和5年度事業報告並びに収支決算について
令和6年12月13日（書面審議）	1 第2期三原市中心市街地活性化基本計画変更申請について

【運営会議】

開催日	検討議題等
第25回 令和3年3月16日	1 令和2年度事業進捗状況報告ならびに収支決算見込報告 2 令和3年度事業計画（案）ならびに収支予算（案）について 3 第2期三原市中心市街地活性化基本計画の策定について
第26回 令和3年6月24日	1 令和2年度事業報告ならびに収支決算について
第27回 令和4年3月14日	1 令和3年度事業進捗状況報告ならびに収支決算見込報告 2 第2期三原市中心市街地活性化基本計画の策定について 3 令和4年度事業計画（案）ならびに収支予算（案）について
第28回 令和4年6月27日	1 令和3年度事業報告並びに収支決算について 2 第2期三原市中心市街地活性化基本計画の策定について 3 令和4年度（株）まちづくり三原の取組について
令和4年11月22日（臨時）	1 第2期三原市中心市街地活性化基本計画の策定について
令和5年3月14日	1 令和4年度事業進捗状況報告ならびに収支決算見込について 2 第2期三原市中心市街地活性化基本計画について 3 令和5年度事業計画（案）ならびに収支予算（案）について
令和5年6月27日	1 令和4年度事業報告並びに収支決算について 2 第2期三原市中心市街地活性化基本計画について
令和6年3月22日	1 令和5年度事業進捗状況報告ならびに収支決算見込について 2 令和6年度事業計画（案）ならびに収支予算（案）について

	3 第2期三原市中心市街地活性化基本計画変更申請について
令和6年6月20日	1 令和5年度事業報告並びに収支決算について

【ワーキンググループ】

開催日	検討議題等
第1回 令和3年7月28日	中心市街地の課題抽出，基本方針及び目標
第2回 令和3年10月8日	基本計画策定スケジュール，中心市街地の課題・基本方針及び目標，上位計画との整合，西国街道本町地区まちなみガイドライン，三原内港再生基本計画
第3回 令和3年11月2日	基本方針，整備ビジョン
第4回 令和3年11月30日	現地視察，三原内港再生基本計画，目標指標，個別事業（民間事業）
第5回 令和3年12月22日	基本方針・目標・指標，三原内港再生基本計画，個別事業（民間事業）※民間事業提案者との合同会議
第6回 令和4年3月4日	基本計画概要版，個別事業，計画策定の進捗状況※民間事業提案者との合同会議

(2) 中心市街地活性化協議会の意見

令和4年12月7日

三原市長
岡田 吉弘 様

三原市中心市街地活性化協議会
会長 森光 孝雅



第2期三原市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

中心市街地活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、以下の通り、
第2期三原市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書を提出します。

意 見 書

本協議会は、第2期三原市中心市街地活性化基本計画（案）を、令和4年11月22日に開催した臨時運営会議、及び令和4年11月25日に開催した臨時総会において、第1期計画の課題抽出、第2期計画の基本方針、ゾーン別整備ビジョン、目標指標・数値、具体的事業などを審議し、目標達成に向けた根拠となる官民事業の積み上げなどが整理されており、当該基本計画（案）を着実に遂行することで、本市中心市街地の活性化及び市全体の賑わい創出に寄与するものであると認められたため、適切なものであると判断します。

今回、基本計画に掲載に至らなかった個別事業や、今後創出されてくる事業などについて、事業化への支援や情報共有などを積極的に実施し、官民連携での事業実施と進捗管理を推進して参りたいと考えております。

以上

〔3〕基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

（１）住民ニーズなどの客観的分析

１）アンケート調査等

基本計画の策定にあたり、次の主なアンケートの調査などの結果を参考とした。

①市民アンケート調査（令和３年１月～２月）

三原市在住の１６歳以上の１,０００人、郵送による配布・回答

②市民満足度アンケート調査（令和３年７月）

三原市在住の１６歳以上の３,０００人、郵送による配布・郵送又はWEBによる回答

※１章「〔３〕住民ニーズ等の把握・分析」参照

２）基本計画（素案）に対する市民意見

市民の意見を把握するため、「三原市中心市街地活性化基本計画（素案）」に対するパブリックコメントを令和４年７月４日から令和４年８月５日まで実施した。

その結果、４人から５件の意見が寄せられ、本基本計画策定の参考とした。

意見の概要	市の考え方
人口減少や子育て支援の施策を強化すべきである。 また、子育て世代への支援だけでなく、成人後に市内に居住してもらえるような施策が重要であり、ハード・ソフトの両面から一貫した支援が必要である。	人口減少や子育て支援については、市全体としての課題であると認識しています。 なかでも、市内に居住してもらえるようなまちづくりの観点から、まちの顔となる中心市街地の魅力を高め、利用、生活しやすい環境づくりを進めていくため、市と関係団体が連携し、各種活性化事業を検討・実施してまいります。
元円一庁舎跡地を駐車場として整備して欲しい。近隣施設利用者や近隣施設職員の駐車場として利用価値があると思う。	元円一庁舎跡地については、周辺公共施設の機能再編を主軸として、その利用方法を検討してまいります。ご意見は参考とさせていただきます。
商店街等に存在する老朽化した空きビルや空き店舗等を解消するとともに、学生等の若い世代が安心して歩けるよう照明（街灯、防犯灯）を整備するなど、安心・安全に配慮した活気ある商店街や通りをつくっていくことが必要である。	活気ある商店街、街づくりを行っていくため、㈱まちづくり三原を中心とした創業支援による新規出店者の創出及び新規出店者と空き店舗とのマッチングを推進するなど、空き店舗の解消を図るとともに魅力ある店舗の誘致に努めてまいります。 また、安心・安全な街づくりを推進していくため、地元町内会や商店街組織等と連携し、防犯灯の設置等、快適な道路環境の整備に努めてまいります。

市の魅力である三原内港を、多くの人が行き交う交流拠点として整備し活用していく必要がある。 港湾ビルの建て替えや港湾エリアを活用したイベント開催など、内港の魅力向上を図り、市外への情報発信を積極的に行い、集客に繋げていく必要がある。	中心市街地の活性化やにぎわい創出に向けて、市中心部にある三原内港を活用することが重要であると考えており、本計画では、令和３年度に策定された「三原内港再生基本計画」を基に、三原内港再生事業をはじめ、三原内港の接続性向上や活用、港湾エリア活性化などの各種事業を推進し、地域住民や関係者とともに三原内港の魅力向上や港を活用した賑わいづくりに取り組んでまいります。
市として駅前が活性化していない理由を把握する必要がある。 ボトルネックがどこなのかを示した上で、活性化案の検討・実施が必要である。	第１期三原市中心市街地活性化基本計画（H27年12月～R3年3月）において、駅前東館跡地活用整備事業によるキオラスクエア(図書館、ホテル、スーパー、広場等)、三原城跡周辺整備事業等のハード整備を行い、集約拠点としての機能強化を図ってまいりましたが、これらの効果を周辺商店街や通りに波及させる取組が継続的に実施できなかったと考えています。 これらを踏まえ、第２期計画においては、キオラスクエア全体管理協議会と周辺商店街、三原内港等との連携を強化し、集客拠点の機能を波及させる取組を検討・実施してまいります。 また、三原内港や本町西国街道の整備等により、中心市街地の魅力向上を図り、市内外からの来街者の増加を図り、回遊性の向上に繋げてまいります。